

霧島市からのお知らせ

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制方法の見直し（案）について」

霧島市では、これまで工場・事業場から発生する臭気について、アンモニアなど22種類の悪臭物質を規制することで悪臭問題に対応しております。しかし、様々なにおいが混ざった複合臭や、指定された22種類以外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にあり、また、規制地域につきましては、現在、合併前の規制をそのまま引き継いでいるため、市内の一部の地域が規制対象外となっており不均衡な状況にあります。この様な状況を改善するため、霧島市では、環境省が導入を促進している規制方法への見直しや規制地域の見直しを次のとおり検討しております。

ご多用中とは存じますが、本資料をお目通しいたいただきますよう宜しくお願いいたします。

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制方法見直し（案）の概要

1 規制地域

現 行		見 直 し 案
区分	地域の範囲	地域の範囲
A 地域	国分隼人地区の都市計画法に基づく用途地域、横川地区全域	都市計画法に基づく用途地域
B 地域	溝辺地区全域、牧園地区全域、福山地区全域	A 地域以外の区域

〈参考〉

現在、国分隼人地区の用途地域以外の地域と霧島地区は規制対象外となっております。しかし、変更案では、霧島市内全域がA地域もしくはB地域の規制地域に区分けされることとなります。

2 規制方法

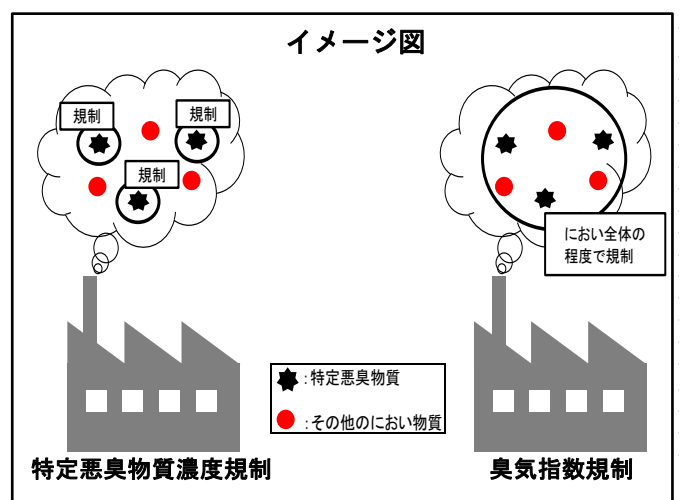
現 行	見 直 し 案
特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制

〈特定悪臭物質濃度規制とは〉

特定悪臭物質濃度規制とは、特定悪臭物質といわれるアンモニアや硫化水素等22物質それぞれの濃度を分析し規制する方法です。

〈臭気指数規制とは〉

臭気指数規制とは、人間の嗅覚を用いて臭気の程度を数値化し規制する方法です。それぞれの物質を分析するのではなく、におい全体で評価します。具体的な測定方法は裏面「3その他」をご参照下さい。



(1) 敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

現 行		見 直 し 案
区分	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
A 地域	アンモニア : 1 ppm 硫化水素 : 0.02 ppm など合計 22 物質	1.2
B 地域	アンモニア : 2 ppm 硫化水素 : 0.06 ppm など合計 22 物質	1.5

〈臭気指数の目安〉

臭気指数 1.0 は「梅の花」のにおい、臭気指数 1.5 は「デパートの化粧品売場」のにおい、臭気指数 2.0 は「トイレの芳香剤」のにおい程度とされております。

(2) 気体排出口の規制基準 (2号基準)

現 行	見 直 し 案
アンモニア等 13 物質について、気体排出口の高さに応じて悪臭物質の流量の許容限度を定めています。	排出口の高さや口径等から工場・事業場ごとに基準値は設定されません。



(3) 排水水の規制基準 (3号基準)

現 行	見 直 し 案	
	区分	臭気指数
	A 地域	2.8
B 地域	3.1	

3 その他

〈臭気指数測定方法〉

工場・事業場で採取した空気を、無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなった時点の希釈倍率を求め算出します。このにおいの試験を行う人は嗅覚パネルと呼ばれ、6人以上で行います。嗅覚の鋭敏な人とそうでない人をあらかじめテストを行いパネルから除き、平均的な測定とし公平を保ちます。また、一連の試験は臭気判定士の管理のもと行われます。

臭気指数 1.2 ⇒ 約 1.6 倍に希釈した場合に臭気を感じなくなる。

臭気指数 1.5 ⇒ 約 3.2 倍に希釈した場合に臭気を感じなくなる。



【問い合わせ先】

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市 生活環境部 環境衛生課 環境保全グループ

電話 : 0995-64-0950 FAX : 0995-47-1930

E-mail : kankyo@city-kirishima.jp

